

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大角建設	代表者氏名	代表取締役 前田知宏
主たる営業所の所在地	田方郡函南町柏谷 1082-4		
許可番号	静岡県知事許可 (般-27) 第 14788 号	許可を受けている 建設業の種類	土木一式、建築一式、 とび・土工、石、管、 舗装、しゅんせつ

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 3 月 22 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文 (第 3 号該当)		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示</p> <p>1 事故及び違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 今回の事故、違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 営業所内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図ること。</p> <p>(3) 労働安全衛生法その他の建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。</p> <p>(4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に行うこと。</p> <p>2 前項各号について講じた措置 (前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。) を速やかに文書により報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>株式会社大角建設は、平成 28 年 9 月 5 日、田方郡函南町在住個人が発注した個人住宅修繕工事において、労働者が転落するおそれがある場所に危険防止措置を取らなかったため、自社従業員が地面に転落し死亡する事故を発生させた。</p> <p>この件について、作業現場が地上から高さ 5.94m を越える位置に存在し、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所であるにもかかわらず、手すり等を設置するなどその危険を防止するために必要な措置を講じなければならなかったのに、それを講じなかったとして、平成 28 年 10 月 28 日、三島簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、株式会社大角建設並びに同社役員 1 人にそれぞれ罰金 10 万円とする略式命令があり、その刑が確定している。</p> <p>このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ダイアリビング	代表者氏名	代表取締役 西原重夫
主たる営業所の所在地	駿東郡長泉町竹原 3 9 3 - 1 1		
許可番号	静岡県知事許可 (般-24) 第 29510 号	許可を受けている 建設業の種類	建築一式

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 3 月 22 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文 (同条同項第 6 号該当)		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示</p> <p>1 違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。</p> <p>2 前項各号について講じた措置 (前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。) を速やかに文書により報告すること。</p>			
処分の原因となった事実		特定建設業違反、無許可業者との契約	
<p>有限会社ダイアリビングは、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、「(仮) ライフコート三島徳倉新築工事」において、政令が定める金額 (契約当時 4500 万円) を超える下請契約を締結したことは、建設業法第 3 条第 2 項に違反することが認められる。</p> <p>また、同社は、建設業許可を有していない業者と 500 万円以上の請負工事契約を締結したことは、建設業法第 3 条第 1 項に違反することが認められる。</p> <p>これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するものと認められる。</p>			
その他参考となる事項			